

平成31年4月1日

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近改定平成29年4月1日

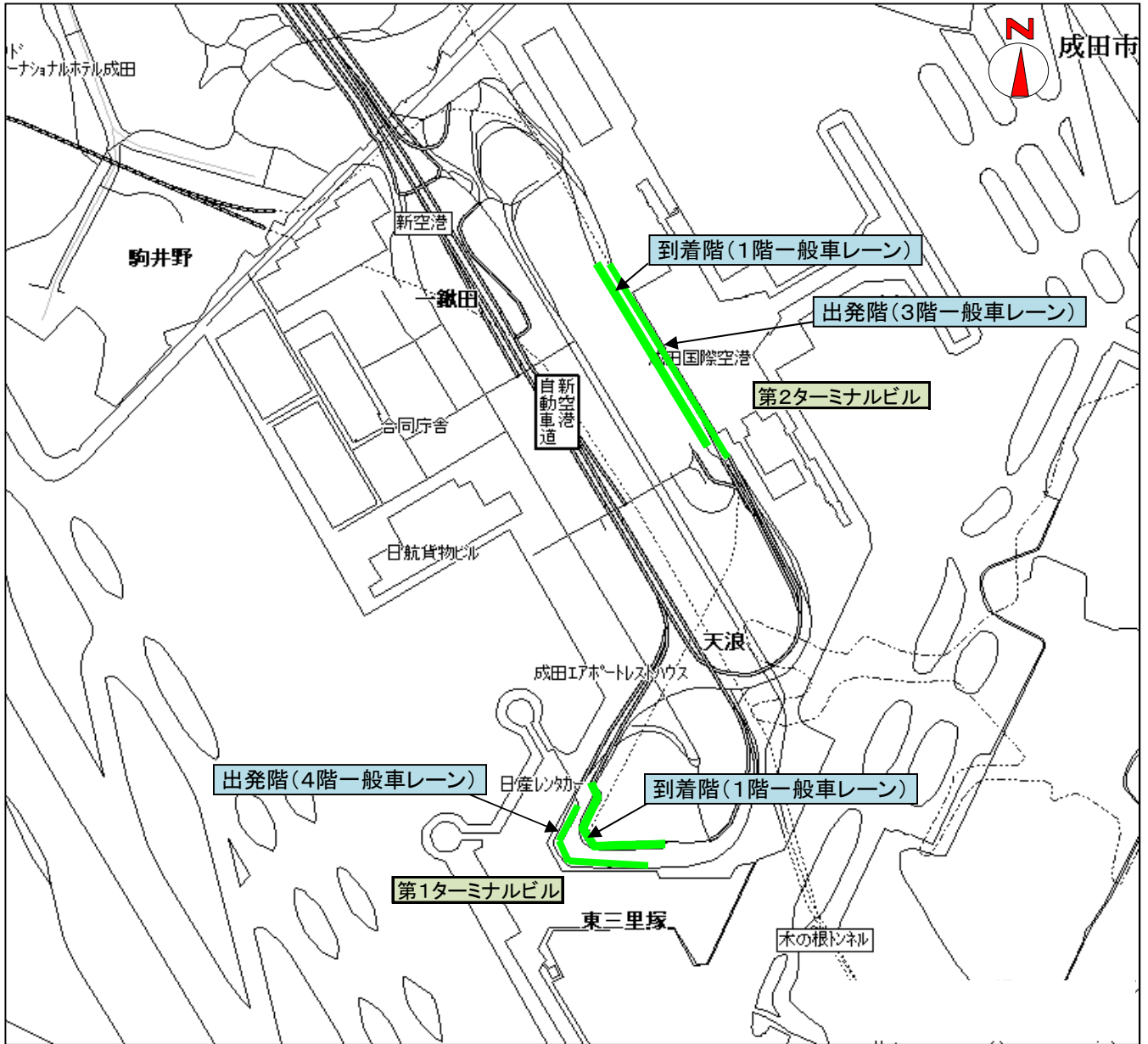
重点路線

◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯
成田国際空港株式会社管理道路(第1ターミナルビル1・4階一般車レーン)	7:00~23:00
成田国際空港株式会社管理道路(第2ターミナルビル1・3階一般車レーン)	7:00~23:00

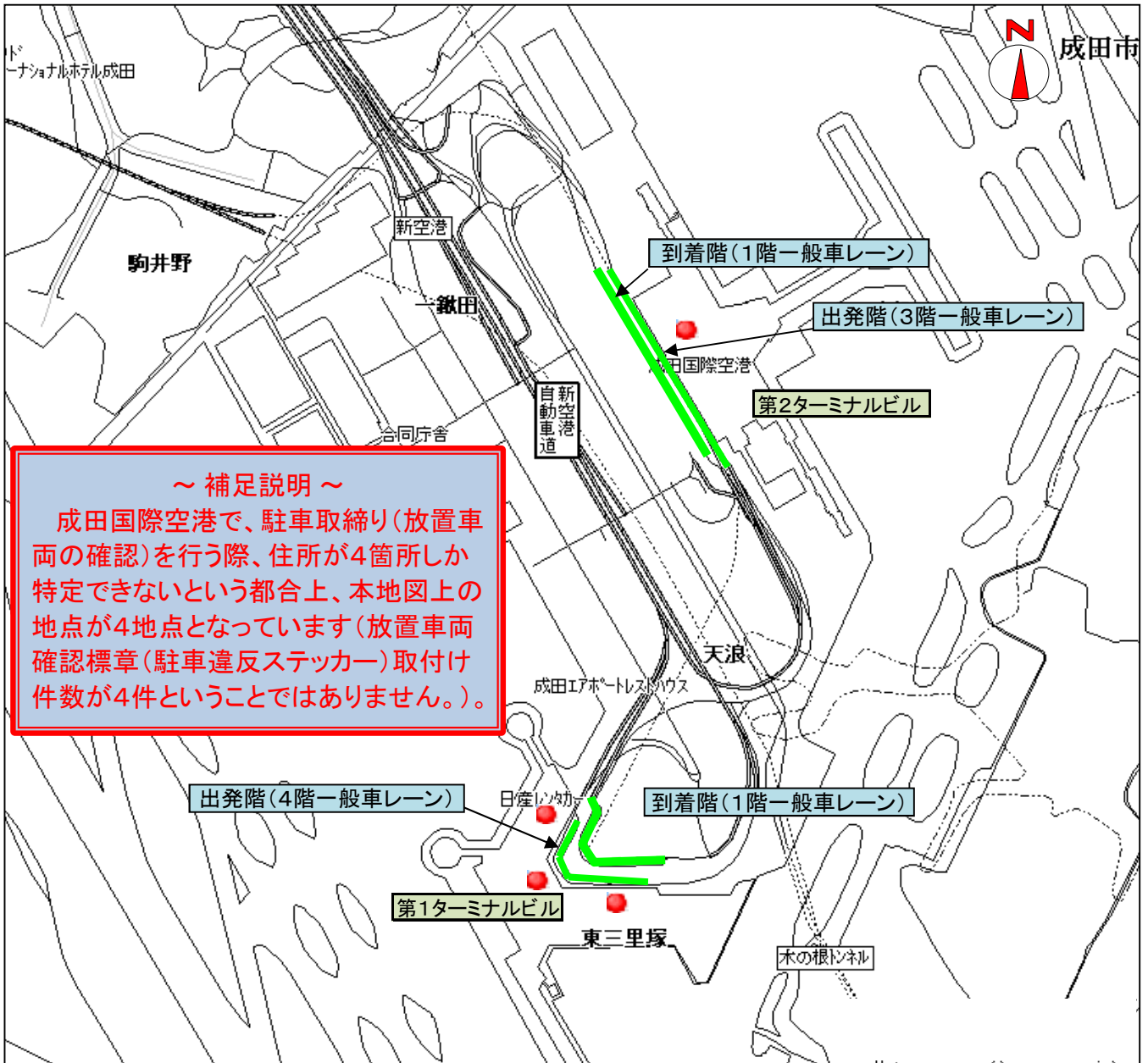
千葉県成田国際空港警察署

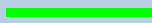

成田国際空港警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



凡例 重点路線 —————

成田国際空港警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



凡例 ~ 重点路線 ... 
標章取付場所 ... 
(平成30年中)

注意 : この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。
また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。